

新たな労使関係構築に向けた取組について
(農林水産省改革推進本部報告事項)

平成21年8月25日
大臣官房秘書課

1 「新たな労使関係の構築に向けた基本方針」の決定(7月16日)

- (1) 「農林水産省改革工程表」に即して労使慣行の点検等を行うため、非現業分野においては、職員団体(全農林労働組合中央本部)と当局関係者で構成される「新たな労使関係構築検討会議」(以下「検討会議」という。)を本年4月に立ち上げ、透明性のある新たな労使関係の構築のための検討を行ってきた。
- (2) この検討の結果、7月16日に開催した「検討会議」において、主として以下の事項を内容とする「新たな労使関係の構築に関する基本方針」(以下「基本方針」という。)を労使間で取りまとめ、即日から運用を開始したところである。これに伴い、同日付で、従来の労使慣行はすべていったん白紙に戻された。
- ① 個々の職員に国民全体の奉仕者たる国家公務員であることを再認識させ、国民から求められる農林水産行政に関する業務を最優先する原則を徹底させる。
 - ② 労使間交渉は勤務時間外を基本とする。
 - ③ 交渉対象事項を徹底して整理・合理化する。
 - ④ 労使交渉の議事を公表する。
 - ⑤ 職員の勤務管理の厳格化を図る。
 - ⑥ 職員団体による庁舎使用の適正化を図る。

(注) なお、「基本方針」では、「交渉対象事項」の要件を以下のとおり明確化した。今後は、職員団体から交渉の申入れがあった場合には、労務管理担当者が予備交渉の段階で、応諾すべき事項かどうかをこの要件に照らしてきちんと審査する。

- ① 包括的かつ抽象的なものでなく、具体的なものであること。
- ② 国家公務員法(以下「国公法」という。)第108条の5第4項の規定に基づき、当該当局が適法に管理し、又は決定することのできる事項(以下「権限内事項」)であること。
したがって、上部機関に対する上申や伝達事項は当該当局の権限内事項ではないため交渉の対象とはしない。
また、人事院等の制度所管行政庁に対する要求事項については、農林水産省、各局庁又は地方組織の権限内事項ではないことから、交渉の対象とはせず、仮に申入れがあった場合でも応諾しない。ただし、勤務時間外に要望書として接受すること自体まで妨げるものではない。
- ③ 地方段階においては、当該地方固有の事項であって、中央段階や上部機関において交渉の対象とした事項でないこと。なお、地方段階の固有の事項について適法な交渉を行う際に、中央段階や上部機関において交渉に用いられた文書を要求書等の参考資料として添付することは差し支えない。
- ④ 国公法第108条の5第3項の規定により、国の事務の管理及び運営に関する事項(管理運営事項)でないこと。

特に、職員の昇任、昇格、昇給、勤勉手当の成績率等の個別決定については、交渉の対象とならないことに留意する。なお、勤務時間外に要望書として接受すること自体まで妨げるものではない。

2 「基本方針」を踏まえた新たな労務管理指針の発出（8月11日）

去る8月11日に、「基本方針」を踏まえた今後の労務管理指針を事務次官依命通達（新たな労使関係の構築に関する基本方針について）（以下「次官依命通達」という。）として各部局・機関宛に発出し、労務管理及び職員の勤務管理の厳格化を行うとともに、労使関係問題特別調査チームが7月15日に取りまとめた「無許可専従問題に関する調査報告書」で指摘された無許可専従の再発防止措置を徹底し、このような問題が二度と生じることがないようにしていく。

3 基本方針を踏まえた庁舎管理の適正化について

- （1）「次官依命通達」において、職務専念義務違反となる職員団体の業務又は活動への従事を根絶させることを担保するため、職員団体の業務又は活動のための庁舎等の使用やビラ等の掲示又は配布について、庁舎管理規則等に基づく事前かつ個別の許可手続を取ることを徹底することとされたことを踏まえ、8月11日に、職員団体による庁舎の使用許可制度の運用通達（大臣官房長通達）を各部局・機関宛に発出し、労務管理担当者が庁舎管理権者と連携して職員団体による庁舎使用等に関する許可制度を円滑に運用し、職員団体による庁舎等の使用の適正化を図る。
- （2）また、本省庁舎については、同日（8月11日）付で、庁舎管理規程を改正し、「分会事務室」等について、1ヶ月後の9月11日までに新たな許可制に基づく使用体制に移行させることとし、それまでの間は、恒常的な使用を認める場合の新たな面積基準の適用、「分会事務室」の看板の撤去などの農林水産行政に関する業務の用に供するための明渡し作業を適切に進める。
- （3）地方農政局や地方農政事務所など出先機関においては、今月中に庁舎管理規則等を制定又は改正し、その1ヶ月後には新たな許可制に基づく使用体制に移行させるとともに、本省庁舎の場合と同様、それまでの間は、恒常的な使用を認める場合の新たな面積基準の適用、「分会事務室」の看板の撤去などの農林水産行政に関する業務の用に供するための明渡し作業を適切に進める。

※ なお、明渡し作業に当たっては、労使間で真摯な話し合いの下、適切に進める。

（以 上）

新たな労使関係の構築に向けた取組について(工程表)

4月

「新たな労使関係構築検討会議」の設置

7月16日

「新たな労使関係の構築に関する基本方針」の作成

従来の労使間の取決め
・交渉慣行の破棄

8月11日

「基本方針」を踏まえた労務管理指針(事務次官依命通達)の発出

「基本方針」・「次官依命通達」を踏まえた職員団体の業務・活動のための庁舎管理規程等の運用指針(官房長通達)の発出

8月11日

(本省)

庁舎管理規則の改正

1ヶ月後

9月11日

新たな許可体制に移行

8月中

(出先機関)

庁舎管理規則の改正

1ヶ月後

新たな許可体制に移行